

大分市自治基本条例検討委員会 第10回市民部会 議事録

日 時 平成22年10月1日(金) 15:00～16:30

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、小原 美穂、後藤 成晶、宮邊 和弘、長野 幸子
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 大城 存

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1)市民の定義と権利について
 - (2)その他

<第10回 市民部会>

部会長	早速ですが、市民の定義につきまして、「大分市に住んでいる者」、それから「大分市に通勤する者、通学する者」、それから「企業、団体」というふうに広範囲な形に市民の定義をしておりますことから、自治基本条例という「自治」という名前を使ったときには、非常に市民の定義というのが引っ掛かってきます。「まちづくり」という言葉を使ったときに大分市に入ってくる人もいろんな方も市民として定義付けて、まちづくりに協力を願ってい
-----	---

	<p>く、皆で大分市のまちづくりをしていくという方向性なら今の市民の定義が良いのですが、「自治」という名称を使ったときには、「自治」というものの範囲が広いので、今の市民の定義では支障をきたす部分が出てくるのではないかということ、第5条の2項に「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」という条文に関わってくるのですが、他の市町村から大分市に通勤する者、通学する者や子どもについても、大分市の行政サービスを受ける権利を有するというようになってきますと、非常に問題が大きくなってくると、若干の行政側としてもいろんな問題を抱えてくるのではなかろうかという意見が出されましたので、市民の定義について、もう一回市民部会の方で議論をさせていただこうということで、この前の全体会合のときに引き取って帰った次第でございます。</p> <p>5条の2項の「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」というその文言について、市民部会の委員さんが最初にこだわった部分でもございますので、その部分との整合性を持たせるということで、市民の定義についてもう一度見直しをさせていただきたいということでございますので、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局 前回の全体会で、今部会長が言われたとおりのご意見だったのですが、それを受けまして、法制室の方からも市民の定義と行政サービスの関係性について、まとめたものを本日お配りさせていただいたのですが、よろしければその辺の説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>部会長 はい、お願いします。</p> <p>法制室 法制室でございます。</p> <p>私の方から、資料として「自治」を定める条例における市民の範囲についての問題ということで、今回問題となっている部分の問題の所在でありますとか、それに対する検討というのを考えてみたものをまとめております。</p> <p>問題の捉え方はこういう捉え方でよろしいのかという点も含めて、後ほどご議論いただきたいと思います。</p> <p>「問題の所在」からご説明させていただきます。</p> <p>他都市の「自治基本条例」におきましては、市民の定義をかなり広範囲に捉えまして、市外から通勤・通学してくる人たちも含む例が多くございます。</p> <p>この点について、そのまちのあり方を決定する「自治」の仕組みに住民以外の者が参加することを認めることは住民自治の考え方に反するという考え方もございます。</p> <p>つまり、本来、そのまちの政策に決定権を持っていないはずの市外居住者と、そのまちに住んでいる住民を「自治」の場面で同列に扱うのはおかしいのではないかという点が問題としてあるのではないかということだと思います。</p> <p>この点について、「検討」ということで、考え方を少し整理をさせていただきました。</p> <p>現在の法制度における自治の仕組みといたしましては、住民が市長の選</p>
--	---

挙、議員の選挙、条例の直接請求等、地方自治法を初めとするいろんな法により認められた権限により市政に直接関与しております。

一方で市外の居住者につきましては、こういう権限を持っていません。現在の法制度の中では市政に関し、何等かの関与ができるという仕組みになっておりません。

この違いは、地方自治が住民自治によって進められるという考え方が基本になっている。つまり、その自治体について決定すべき事項は、そこに住んでいる住民が他からの干渉を受けずに自分たちで決定していくという考え方であります。

また実務面に着目しましても、そのまちに限定的にしか関与しない市外居住者に比べ、常時そこに住んでいる住民は、政策決定の影響をより多く受ける立場にあるということが言えると思います。

このような違いを受け、まちのあり方を定める「自治」については、市外居住者と住民の間に差があるべきという主張は一定の理解ができるものというふうに考えています。

しかし、実際に検討しております自治基本条例におけるまちづくりの自治のあり方というのを振り返ってみたときに、実際のまちを作るということは、市外居住者も相応の関わりを持ちながら形づくられているということがあると思います。中には住民同様に強い関わりを持つ者もあります。例えば、大分市民であって、日常は市外に勤務をしている者、他市民で大分市に勤務している者、どちらが大分市に滞在する時間が長いかということと市外居住者のほうが長いというケースもあるかと思います。

将来のまちのあり方を決める場合に、こういう市外居住者の関与を一切排除するのは妥当でないのではないかと考えられます。

こういう考え方に基づいて、ほとんどの自治基本条例において市民の定義を広く捉えているのではないかと推測されます。

特に大分市の場合、県都という性質がございますので、市外から通勤・通学してくる者も多く、こういう人たちを無視して将来のまちのあり方を決定することはいかなものかと思います。何らかの形で市外の居住者も本市に関わりを持つ限度でまちづくりへの参加をしてもらう必要があり、そのためには、これらの人々の意向も何らかの形でまちづくりの方向性決定に反映させる必要があるのではないかというふうに考えます。

当然、すべての局面で住民と同じ権利を与え、責務を課すことにはなりません。しかし、それぞれの関わりの強弱に応じて、法に定める権利を逸脱しない範囲で、本市の自治・まちづくりに関与する機会を与えることは必要ではないかと思われまます。

そこで、今回の問題に対して「考えられる解決方法」として、私どもの方で、3点の方向を考えてみました。

まず1点目は、解釈による解決ということでございます。

日本国憲法の規定によって、そもそも条例は法律の範囲内でしか制定することができません。条例の規定に法律に反するものがあれば、その部分は無効ということになります。したがって、結論としてはどのような規定を置いたとしても自治基本条例によって市外居住者に法で定められた権限を超え

た権利を認めるということにはなりません。

ただし、だからといって初めから無効な規定を含む条例を制定することはできませんので、条例の規定内容が法律に反するものではないか、合法的なものと解釈できるかというものを検証する必要があります。

この視点で今の条例案を検証しますと、現在の案は、新たに参政権等といった特別な権利を附与するものでもありませんし、法令を超えた権限を新たに作り出すというものでもありません。市外居住者を含む本市のまちづくりに何らかの関わりを持つ人を、それぞれの権限の範囲に応じてまちづくりの方針決定に参加させようとするものでございます。

問題になるのは、「行政サービスを受ける権利を有する」といった規定辺りであろうと思いますが、この規定につきましても、あらゆる行政サービスを受ける権利というのを具体的に認めたものではありませんで、その市民が受けられる行政サービスを受ける権利を抽象的に認めたものというふうに解釈をしています。例えば、住民であっても全ての行政サービスを受けられるとは限らないのでありまして、例えば生活に困窮していない人は生活保護を受けることはできません。それぞれの行政サービスを受けられる要件を満たして初めてそのサービスを受けられる具体的権利を有するものとなるのだと考えています。

このように考えたときに、自治基本条例の中で「市民」という用語に広い意味を持たせたとしても、現行の法制度を超えた権限を附与することにはなりませんので、問題は生じないのではないかと考えております。

多くの自治基本条例は、こういう考え方に基づいて、この問題を克服しているのではないかと考えられます。

また、この方法によれば、これまで協議してきた条例案の規定内容を変更することなく、逐条解説にその旨を明記することで解決できるというふうに考えますので、これまでの案を見直す必要がなくなるというのが大きなメリットとして挙げられます。一方で、若干説明として一般の人に分かりにくいのかなという面もございます。これがデメリットであろうと考えます。

次に2点目の解決方法としてご提示いたしますのが、「自治」という言葉を広く捉えるという仕方、又は条例の対象を「自治」とせず「まちづくり」まで広げるといった考え方でございます。

そもそもこの「自治」を市外の人まで関与させるのはどうかという問題というのは、「自治」という言葉を住民自治と同じ意味というふうに捉えた場合に生じる問題であろうかと思えます。そもそもこの条例で規定しようとする「自治」が住民自治と同じであるということであればそういう問題が生じるのですが、そうではなくて広くまちづくり全般に関わる方針決定ということで、例えば市長を選ぶ、議員を選ぶといった住民自治よりも広い意味を持つ方針決定であると捉えるのであれば、市外居住者の関与も容認される場面が出てくるのではないかと考えています。

また、条例自体の目的をまちづくりに関する合意形成と考えまして、それを住民自治と区別する意味で条例の題名を「自治」ではなく「まちづくり」とすることも考えられると思えます。その観点から条例の題名をまちづくり条例として問題を克服している例も多く見受けられるところでございます。

現在の条例案の検討過程においては、自治をまちづくり全般に関わる方針決定と捉えて議論されてきたものと捉えておりました、「自治」=住民自治という限定的な捉え方ではないと考えております。

また、そういう意味では、こういう方法で解決できる道があるのではないかと考えております。現在の条例案においては第六章に「まちづくりの推進」というのを掲げておりました、条例の対象をまちづくりまで広げております。そういう意味で名称を「まちづくり」とすることも不可能ではないと考えております。

ただ、その問題点といたしましては、この条例の視点の中心は「自治」であることが全体会の中でも確認をいただいておりますし、実際に条文の数としても「自治」に関する部分が多くございます。この点との整合をどうするかという点もございまして、仮に「まちづくり条例」としたときに第6章の章名についても「まちづくり条例」の中に「まちづくりの推進」という章があるというのも具合が悪いものですから、再検討が必要になるかと思えます。

3点目の解決方法でございますが、市民の定義を住民とそれ以外に分けて規定をするという方法です。

こうしたときに住民にのみ認められる権限と市外居住者にも認められる権限を細かく精査いたしまして、条例案を書き分けるという方法が考えられます。

ただ、この方法による場合は、全ての条文について再度検討し直すという手間が必要になるかと思えます。

また、市外居住者を範囲に含めようという議論の中には、そういう人たちにもまちづくりへの関与の自覚を持ってもらおうという目的があったのではないかと思いますので、あまりそこで差を設けてしまうと、その目的が阻害されてしまうのではないかという点が懸念されます。

現在の条例案はかなり抽象的な規定が多くございますので、具体的にこれを大分市民とそれ以外の人というふうに切り分けるのはかなり難しいのではないかなという気がしています。

更にもう一点、外国人や法人など、市内居住者であっても例えば選挙権については現在のところ外国人には認められておりません。その辺の切り分けをどうするかという点もございまして、かなり規定が複雑になる恐れがございます。あまり複雑になりすぎますと、今度は基本条例という性格にそぐわないという場合がございます。

ただ、方法としては、「市民」と「市民等」という形で切り分けている例もございまして、不可能ではないと思えますけれども、こういう問題点もあるということをご認識ください。

以上、こちらの方で考えたところでございます。問題の所在の捉え方も含め再度ご協議をお願いします。

併せまして、別の資料で「行政サービスの例と分類」という一枚物をご用意しております。

こちらでは、大分市の住民のみを対象とした行政サービスと、大分市民に対象を限定しない行政サービスを例示として掲げております。

若干内容を説明させていただきますと、大分市の住民のみを対象としたサービスといたしましては、例えば、公の施設の利用でありますとか、生活保護の給付、住民票の交付、市立小中学校での教育などがあります。これはそれぞれ、上位の法によって範囲が大分市民ということで限定されているようでございます。

ただ、この中で、事務の委託でありますとか、機関の共同設置、公の施設の区域外住民への共用等の規定がございます。これらの方法を使えば、一定の議決を採るなどの手続が必要になりますけれども、そうすれば、大分市民以外へのサービス提供も可能になるものでございます。

具体的に例として掲げておりますけれども、例えば、住民票については現在大分市の住民票を別府市などで取れます。別府市の住民票も大分市で交付するなどの方法もとっています。また、公の施設でも基本的には大分市民を対象とするものですが、例えば、高崎山自然動物園ですとか関崎の海星館、野津原の宇曾山荘など、こういったものはもともと外部から人を呼ぶということを目的とした施設ですので、市外の人に利用させないということを前提とした施設ではございません。そういった意味で例外が一部あるということをご認識ください。

そして、大分市民に対象を限定しない行政サービスの例として、幾つか挙げておりますけれども、例えば市道の整備、管理は大分市民に通行を限定するものではありませんし、救急搬送につきましても大分市民でなくても要請があれば搬送します。また、戸籍関係につきましても、大分市に本籍があれば市外居住者であってもサービスを提供できますし、騒音規制等につきましても、大分市の住民だけから苦情を受けるということではございません。資産証明の発行につきましても、大分市に財産がある人ということですが、いわゆる大分市民を対象を限定しない行政サービスも相当数あるということでございます。私の方から以上でございます。

部会長

はい、今、法制室の方から説明がありましたが、市民の定義という問題で「自治」という言葉からくる理解の部分で、非常に分かりにくい部分がある。「まちづくり」という言葉で行ったときには、今の市民の定義はそのまま使えるのですが、私としては「まちづくり条例」というふうに前回の全体会的时候からずっと主張しています。その前の全体会では名称についてはまだ置いておいて、市民の意見交換会や提案の中でいろんな名前が出てくるだろうということの発言もありましたので、それならいっそのこと名称にこだわらない形で、どういう名称が来ようと住民と市民等という形、市民及び市民等という形でも良いのですが、前回の全体会で配った資料にあるように、市民は大分市に住んでいる者、市民等は大分市に通勤する者通学する者、又は企業、団体という形で規定してしまえば、第5条の「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」というのもきちんと生かしていけるので、いっそのこと市民及び市民等という形で市民の定義のところを限定してしまつたらどうかということ、ここでご検討いただきたいなと思っています。そうすれば、名称がどういうふうになっても何らそこから来る問題は生じないのではないかなと思います。

	<p>私どもの、議会の一部で市民の定義について、大分市民に限定すると、住所を有するものと限定する形の一つの意見も出されてきているので、「自治基本条例」といったらそこに限定するべきではないかと、「まちづくり」ということになれば、いろんな方にまちづくりに参加してもらおうということで、今の定義で良いのではないかとということで、ご理解をいただいているところなんです。</p> <p>だけど、「まちづくり」という名称で決まるかどうか定かでない中で、今の市民の定義で行ったときに、相当無理というか、この基本条例が大分市の最高規範として、位置付けられているということからしたら、市民の定義があまりにも広範囲すぎて、将来にわたる禍根を残すような形になるのではなからうかと感じておりますので、市民及び市民等という形でご検討いただければというふうに思いますので、よろしく討議をお願いします。</p> <p>副部会長どうですか。</p>
副部会長	<p>今、お話を聞いていてですね、この条例を作るのは、自治の活性化というか市民の責務ないしそれにまつわる自治行政の刷新だと思うんですよ。「今からそういうことではだめなんですよ、皆のご協力を願いたい」というのが、この条例の制定のねらいだと思っているんですよ。</p> <p>だから、今、部会長が言われるように問題の頭の部分が「まちづくり」という形の考えを持ってするのか、「自治」という形の中でしていくのかということになると、今のところどちらにも言えないところがあってですね、結局は「まちづくり」ということになると、他都市の人が大分市に勤めに来たときには、「まちづくりに参加してくださいよ、企業も含めて我々の計画にご参加いただけますか、そうすると我々のまちも良くなっていくんですよ」という話ですよ。</p> <p>今度は、「自治」ということになったときに、「まちづくり」を広範囲に捉えながらこの問題を処理するのか、自治的なものをまず確立して、そして、それを発展させるためにはどのような形の中で、この基本条例を問題提起していくのかというこの二つにどうしても分かれるので、これをトップの頭が「まちづくり基本条例」になるのか、「自治基本条例」になるのかということになると、部会長が言われるように「市民と市民等」としたときに、「市民及び市民等は、まちづくりに参画することができる。」と言え、それは通る話だと思うんですよ。</p> <p>だから、頭の部分をある程度決めて、それに対応する案文でないと、法制室の話にもあったように、様々な取組がある中で、これで良いとなかなかならないのが今の私の想いですね。</p>
委員	<p>「自治基本条例」としたときには、必ずしもその言葉が良い言葉ではないのかなというような思いもあります。</p> <p>ただ、あらゆる方向で検討してきて、その結果で考えますと、大分県では由布市が市民と市民等という形で区別していますよね。そういった形での解決方法が一番望ましいのではないかなという気がしております。それでありましたら「自治基本条例」になりましても「まちづくり基本条例」になって</p>

<p>委員</p>	<p>も、これであればスムーズに市民の皆さんへの最高規範としての説明もつくかなとも思いますので、そちらの方での対応で良いかなと思います。</p> <p>これは、前回の全体会の資料で(報告3)という資料があるのですが、このまとめで、皆さんの意見がまとめられているのではないのでしょうか。</p> <p>「自治とまちづくり」ということで、ほとんどが、住民自治を目指すためにまちづくりをするという考え方で良いのではないかと。運用面を考えると、組織をどう機能させるかということになるので、そうした組織の部分であれば「自治」と捉える方が良いのではないかとか、こういったまとめを書いていますよ。そして総合的にまとめとして、「住民自治」を目指す、そうした市民が主体という捉え方が良いと思うので、「自治基本条例」という名称で良い、ということを書いているのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>前々回の全体会で、一応そういう意見が多かったということだけど、名称について「自治基本条例」で行くという決定はなされていないので…</p>
<p>事務局</p>	<p>今、委員さんが言われた(報告3)というのは、市民参加・まちづくり部会での議論のことですね。</p> <p>これをこの間の全体会で、報告をさせていただいて、市民参加・まちづくり部会では、「自治とまちづくり」の関連性については、そこにまとめてありますとおり、住民自治を目指すというそういう市民が主体という捉え方で良いのではないかとという結論に至っているところです。</p> <p>それで、今、部会長が言われたように、第13回の全体会だったかと思うのですが、「自治とまちづくり」という、この間の全体会の資料でいうと(参考2)ですけども、こちらの資料で、条例そのものを「自治」に視点を置いたものとするのか「まちづくり」に視点を置いたものとするのかという議論を、各部会でしていただいた中で、第13回の全体会で各部会の考え方を発表した上で、「自治」に視点を置いた条例を作りましょうという決定をいただいで、それに基づいて今の調整案があるという位置付けになっています。</p> <p>部会長が言われるように、名称が「自治基本条例」ですということは確かにそこで決まってははいないのですが、条例の中身は「自治」というスタンスで行きましょうということで、決定したというふうに事務局では捉えております。</p>
<p>部会長</p>	<p>「自治」というと、住民自治から団体自治、いわゆる地方自治体の自治、国との関係における自治という問題にまで、非常に捉え方が広範囲になる。</p> <p>「まちづくり」の場合は、大分市のまちづくりを皆でしましょうという形の考え方で基本条例が整備されていくという形になっていくのですが、自治基本条例となると捉え方は広範囲で、住民自治から団体自治まで入ってくるわけだから、その中で、いろんな捉え方が出てくる。</p> <p>そうすると、その一人ひとりが自治基本条例という名前からしたときに、捉え方がまちまちになってくる。中を読んでもぼやっとした形で、まちづくりという方向で書かれているけども、名称が「自治基本条例」となったとき</p>

	<p>には、非常に幅広い。</p> <p>「市民」と「市民等」という形で分けていけばそこはどういう名前になるかと、市民は大分市民、大分市に住所を有する者で、それについては行政サービスをきちんと受ける権利を有するというのは整合性が生じるので、問題はないのではないかなと思います。</p>
委員	<p>私は、個人的には「まちづくり基本条例」が良いのですが、「市民」と「市民等」という定義で良いと思います。</p>
部会長	<p>はい、委員どうでしょうか。</p>
委員	<p>今、作業的なこと若しくはスケジュール的なところで気になるところがあるのですが、一番最初に決めたときに、この市民部会で市民の定義はこれが良いでしょうという話をして、理念部会に持って行って、そのことを全体で確認した経過があります。間違いなく。そして、それに基づいて各部会はそれに対する条文を作ってきたんだと思うんですよ。そうなったときに、今回これをここで変えるとしたときに、他の部会はそのことによって作業ができ得るのかどうかというところが、一つ問題として気になるところがあるのですが、そういう部分についての対応は可能なんですか。</p>
部会長	<p>私は、今回市民及び市民等という形で作っても、市民の定義の部分のあの項目については、何ら変更することはないと思うんです。</p> <p>大分市に住んでいる者、それから大分市に通勤する者、通学する者、それから企業、団体等という形で、ここに書いている部分については、何も変更はないんです。</p> <p>いわゆる「市民」は、大分市に住んでいる者を市民という。「市民等」は、通勤する者、通学する者、企業、団体等という形で「市民等」で括ってしまえば、市民の定義は変わることはないんです。</p>
委員	<p>ということは、こうすることによって、他の条文に影響を与えることはないということと考えてよろしいということですか。</p>
部会長	<p>ないと思うんです。私は。</p>
法制室	<p>今の部会長のお考えでは、市民の定義を「市民等」とそのまま置き換えるということですか。</p>
部会長	<p>市民及び市民等という形で置き換えれば良いのではないかと思います。</p>
法制室	<p>そうすると、今他の条文で「市民」と書いているところが、そっくりそのまま定義が「市民等」となるということですか。</p>
部会長	<p>「市民及び市民等」になる。</p>

事務局	「市民」と「市民等」を使い分けるということですか。
部会長	「市民」及び「市民等」で使い分けるというか、「市民」ということの中に、通勤する者、通学する者、企業、団体等も入った形で今は行っているが、「市民」は、大分市に住所を有する者という形にして、「市民等」は、通勤する者、通学する者として、他の条文の中で「市民等」に該当する条文が出てくるかな。
法制室	他の条文は、基本的に広い形での、いわゆる「市民等」という中で、検討されていますので、それが全て「市民」及び「市民等」という形に変わってしまうんですね、自動的に。 その中で、これは「市民」だけだというものをピックアップして、ここは「市民」という作業が必要になります。
部会長	分かれてくるところがあるかな。
法制室	例えば、行政サービスのところや、少し気になるのは住民投票の規定・・・
部会長	住民投票については、この前委員長が言ったように、「市民の定義はそれぞれの定義で規定すれば良いことだ」というふうに、条例を作る段階で規定すれば良いことだと言ったけど、最高規範としての基本条例という形で決めようという形で、今まで進んできている。最高規範としての基本条例であつたら、全部に関わっていくわけだから、だから、「市民」と「市民等」として、基本条例の条文の中で分けなければいけない条文が出てくるかな。私は出てくるようなところはないと思っている。
事務局	理念部会の担当ですが、委員さんがおっしゃったように、市民部会の方でまず市民の定義をしないと権利・責務の議論ができないということで、最初に市民の定義を広く捉えようということで議論を進めたと思います。 その定義について、理念部会の方に諮って、理念部会でもそのとおりだということで、先日の理念部会でも改めて市民の定義についての議論がありましたが、大分市のまちづくりのためには、大分市民のみならず例えば大分市に住む留学生なども含めてまちづくりを全体で行っていくべきだから、今現在の市民の定義で良いのではないかということでした。 今言われている、「市民」、「市民等」とすると、そこに若干線を引くことになりはしないかなという気がします。
部会長	そこは捉え方の問題で、「住民自治」、「団体自治」という部分から考えたら、市民というのは確かに限定されてくるけどね。
事務局	「住民自治」、「団体自治」という言葉もございますけども、以前に「自治とまちづくり」について議論をしたと思いますが、そのときには、「まちづ

	<p>くり」というのは具体的な手法というような捉え方で、「自治」というのはある意味システムではないかというお話もされたことと思います。</p> <p>そういった中で、この条例は何かというと、多分に理念的な性格ではありますが、大分市というこのまちを皆で良くしていくためのそういう仕組みを作っていくためのものというような捉え方をしたのではないかと考えております。</p>
部会長	<p>だから、そこはシステムというかソフトの部分で、いわゆる心構えの部分として、それぞれの責務、市民の責務、議会の責務、行政の責務ということで、まちづくりに向かう心構えとしての部分を規定していくのがこの基本条例の中で討議されていっているわけだから。</p>
事務局	<p>まさに、今部会長さんがおっしゃるとおりで、だからこそ市民がと言ったときに、広く捉えないとこの大分市の基本条例の理念は達成できないのではないかなという話をしたところなんです。</p>
部会長	<p>だから、市民及び市民等という形で規定しても、何ら市民の定義が変わるわけではないのだから。</p>
事務局	<p>言われている市民及び市民等というのは、全部市民を対象にするということですか。</p>
部会長	<p>市民はね。市民は大分市に住んでいるものということ。</p>
事務局	<p>そうすると、現在条文の中で市民というふうに謳っている部分は、そのままいくということですか。</p>
部会長	<p>だから、市民及び市民等ということで、市民等の部分に通勤する者、通学する者という形で、分ければ良いのではないかとということです。</p>
事務局	<p>主語が全部「市民は」となっているところを、「市民及び市民等は」という言い方になるということですか。</p>
部会長	<p>他都市はどうなっているのか。いわゆるそういうふうに「市民及び市民等」というふうに定義しているところの条文はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>やはり差はありますが、分けて定義した以上は分けて使うようにしています。</p> <p>ただ、どこまでを市民としてどこまでが市民等にかかるかというのは、市によってかなりばらつきがありますので、その辺の判断は必要です。</p>
事務局	<p>他都市の「市民」と「市民等」を定義分けしているものはありますが、「市民等」の定義は「市民並びに通勤する者、通学する者」という定義の内容だ</p>

	<p>ったと思います。</p>
部会長	<p>そういうふうに定義している条例が、他の条文に対して、どういうふうなことになっているのか。</p>
事務局	<p>そこは、「市民」イコール「住民」という捉え方になっていますよね。だから、いわゆる本当に住民票を持っている人しか享受できないような内容については「市民は」という言い方をしているのですが、それ以外の大半の部分は「市民等は」という言い方になっています。</p>
部会長	<p>だから、そういうふうに分けたらどうですか。 市民の定義のところだけで、市民は大分市に住所を有する者、市民等はこういう者ですという、第2条のところだけそれでいくということにはならないのか。</p>
法制室	<p>分けて定義する以上は、どこかに使い分けがあるはずですので、各条文について再度各部会で精査する必要があります。 そもそも、最初のスタートが広く捉えた形での市民と規定して、そこから議論をスタートしていますので…</p>
部会長	<p>だから私たちがこの部会で捉えたときは広く捉えて、そしてまちづくりということで、まちづくりのためならいろんな人も入って、まちづくりに参画してもらおうという意味において、市民という形で定義をしたのだけど、名称を「自治」という形にしたときには、それはちょっと待ってくれということだ。「まちづくり条例」とするのならそれはいろんなソフトの部分に入ってくるから、皆が関与してもらおうという形で、それは納得するのだが、まだ名称は決まらない、後で決めましょうということであつたら、それはちょっと待ってくださいということになる。 だから市民の定義については、きちんと分けていって後の条例で市民等と使うところが出てくれば、そのところは協議してもらおうという形でどうですか。</p>
法制室	<p>各部会とも、そもそも市民の定義が広い前提で議論をスタートしていますので、もし分けるのであれば違う規定の仕方もあり得たのではないかなと思います。例えば、市民参画で「本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。」という条文がありますが、この場合に、この「市民」を「市民等」にするのか「住民」に限定をするのか、その辺の議論を分けるのであれば分けたなりの規定の仕方というのが考えられると思います。一度その辺の整理を各部会に再度お願いせざるを得ないのかなと思います。その上で、一番今の案に近い、手を取らない形としては、今の「市民」をそのまま「市民等」に置き換えるという方法が一番手を取らない方法だと思います。ただ、そうしたときに「市民」の規定をなぜ切り分けているのかとなると思うんですね。</p>

<p>部会長</p>	<p>それなら分かりました。では、「市民等」ということで置き換えて、そして第5条の2項のところ、「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」ということを使って、そして市民の定義のところを「市民は、住所を有する者」、「市民等は、通勤する者、通学する者、企業、団体等」と定義したらどうかな。</p>
<p>法制室</p>	<p>そうしますとですね、細かい話ですが市民の権利に対して市民の責務がございます。これは、市民に限定するのか市民等に拡げるのかという議論が必要になってくると思います。</p> <p>例えば、行政サービスに伴う応分の負担を負うとかですね。</p>
<p>部会長</p>	<p>それは、市民ですよ。</p>
<p>法制室</p>	<p>ただ、ここで応分の負担といったときに、税金だけではなくて体を動かしてもらおうとかいう議論もあろうかと思えます。</p> <p>そうしたときに、市外から来る人も何らかの形で参加してもらおうという議論もあったのではないかなと思うのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>それは、そこまで言えますか。まちづくりにおいて応分の負担といったら、暗に税を指しているというか、負担の部分を指しているのではないかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>よろしいですか、ここの議論をするときにですね、市民を広く捉えた上で、「市民は、～まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。」という中で、「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。」と謳っている。だから、ここでいう市民は広い範囲ですから、当然市外の人にも「市税等応分の負担を負う」ということを求めているわけですね、現在案では。市民部会の議論でそうなっているんですよ。</p>
<p>部会長</p>	<p>市外の人が、市民税を払うのかな。</p>
<p>法制室</p>	<p>市内に土地を持っている人は、固定資産税とかありますね。</p>
<p>部会長</p>	<p>それなら、そこは「市民等」で良いのではないかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>この場でも、これだけぶれますので、やはり一から議論をし直す必要が出てくるのかなと、先ほど委員がおっしゃったのもそういう意味かなと思うのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>「市民等」で置き換えて、「市民」の定義、「市民等」の定義をきちんとしたら名称はどうでも良い。だけど、市民の定義をそのままいったときには、名称は完全に「まちづくり」ということでいかないことには、そこはクロスしているから。</p>

事務局	<p>「自治」は、いわゆる大分市民だけだと。住所を有するのが「自治」なんだということは、現実的には、既に「ポイ捨て条例」とかありますよね。これは、いわゆる大分市民のみを対象にしているものではないですよ。</p>
部会長	<p>だから、「ポイ捨て条例」はそうであっても、最高規範としての自治基本条例だろ。</p>
事務局	<p>例えばこういうふうな条例でもですね、「自治」なんですよ。環境に関する「自治」なんですよ。</p> <p>「自治」だから大分市民、住所を有している人が自治の担い手なんだという考え方そのものが現実ではなくなっている。例えば、小規模集落応援隊という県の事業がありますが、これは、市外から応援してきてその地域の課題を解決してきている。</p>
部会長	<p>それは、ボランティアだから。</p>
事務局	<p>ですけどこれは「まちづくり」であって「自治」であるんですね。「自治」と「まちづくり」の垣根が完全にボーダーレス化になっている。</p> <p>だから、「自治」だからこういう使い方をしないとおかしい、「まちづくり」だからこういう使い方をしないとおかしいというのが、全国一律的にそういう状況ではなくなっている中で、「市民」と「市民等」という形でここで改めて区別して定義付けしないとイケないということは、どういう意味があるのだろうかということを、根本から整理をしないとイケないと思うんです。</p> <p>そうしましたときに、先ほど法制室から言いましたが、行政サービスというのが、いわゆる大分市に住所を有する市民だけに提供される部分と、大分市に住所を有しない人に対してもサービスが提供される場合が、あらゆるところでいっぱいあるんですね。そういったときに、例えば自治基本条例だけでその部分を定義付けようとしても無理なんですよ。</p> <p>ですから、大きな形で括った基本条例を作って、それから先、個別具体のものは各種条例とか規則とか、そういうもので対応せざるを得ないという現状が出てきているんですよ。</p> <p>自治基本条例のみでそこを明確にしていくという考え方そのものが、現実としては限りなく困難な状況になっている中で、改めてここで基本となる条例にそこまで分けて整理する必要性がどこにあるのかという、根本的なことを整理しないとですね、いくら頑張っても整理をしたとしても整理が整理にならない。一つは若干分かりやすい面が出てくるかなということもあるかもしれませんが、ただ、現実としては、解決策というのは導かれないと思うんですよ。そうしたときに、この条例の性格というのを考えたときに、日本国の中に憲法があるように、憲法に個別具体的に規定をすることは困難なんです。そうしたら、各種法律や運用の中できちんとその辺の捉え方をしていきたいと思いますよというのが、まさに同じ考え方だと思うんです。</p> <p>だから、根本的に分けて考える必要がどこにあるんだということ、やは</p>

	<p>り整理していかないと、同じことを繰り返していくことになるのではないかと思うんですね。</p>
部会長	<p>そういうなら、自治体の憲法としてこの自治基本条例を作ろうとしている。そうしたら、大分市の憲法としての自治基本条例ならば、大分市に住所を有するものに限定しても良いわけだろう。</p>
事務局	<p>最高規範性ということで、皆さんからご承認いただいて整理をしていますよね。そうしたときに、大分市のまちづくり、自治を担うのは大分市民だけなのかという形を見たときに、それは大分市民だけですよということで皆さんがご考へになるかどうかですよね。</p> <p>ですから、最高規範性を有するという形で作ろうとしたときに、やはり大分市民だけなのか、住所を有する人だけなのか、いや違うよという形で、今の定義のように、大分市に広く関わる人も、大分市のまちづくり、自治を担う重要な人として捉えていきたいと思いますという考へに立つのかどうか。</p>
部会長	<p>だから、それを考へて今の市民の定義という形に作り上げてきたわけで、だけどそこからすると、第5条の2項の部分に関わってくるけど、それを最高規範として、自治体の憲法として定義付けていったときに、では、通勤する者、通学する者から、そういう市民サービスが受けられるとあるけど、どうなるかと言われたときにどうするのか。上位の法律ではねられるということもあるけども、そういう問題が生じないためには、きちんと市民を限定すべきでないの。</p> <p>市民は、住所を有する者。市民等は・・・という形で、だから、その市民の定義のところだけきちんと定義付けをして、後はそれに関わるところを「市民等」に置き換えるか「市民」に置き換えるという形でできないのかな。</p>
事務局	<p>できないということではなくてですね、今の作り方そのものが、市民というのは市内に住所を有する人及び通勤、通学する人、事業者ということで条文を全て作ってきています。そうすると、定義を「市民」と「市民等」と規定をすると全ての主語が「市民等」になってしまう。</p> <p>だけど、それではまずい、整理が全然できていないから、もう一度住所を有する人と住所を有しない人まで含めて、再度一から整理しなおしますよという形をとるのかどうかということなんですよ。</p> <p>ということは、今まで議論したのは、市民という定義をしっかりと固めてこういう形で今言っている「市民等」が良いのではないかということに来ていたのであれば、分ける必要性が現実としてなくなっているのではないかなと。</p>
部会長	<p>だから、「市民等」で「等」を入れるのなら、なぜ「等」を入れたのかとなるので、それであれば「市民」と「市民等」の定義付けはしないと悪いのではないか。</p>

事務局	市民という定義の中でそういう捉え方をしているんですね。今の定義は。
部会長	だから、「市民等」になったときにね、「市民」を「市民等」に置き換えたときには、いわゆる「市民」は住所を有する人、「市民等」はこういうことということを定義付けしないと悪いのではないか。 「市民及び市民等」というふうに分けなくて、「市民等」ということで、全て「市民」を「市民等」ということにしたときには、「市民」の定義と「市民等」の定義をきちんとしないといけないのではないか。
事務局	そこをどうするかですよ。
法制室	手法としては、第2条第2項の市民の定義の「市民」を「市民等」にそのまま置き換えるんですね。それで、解説は住民と働きに来る人などというふうにする方法もあります。ただ、そうすると、条文中にある「市民」という言葉はそのまま自動的に「市民等」に置き換わります。そうするのが良いのか、「市民」という言葉を別途規定する必要があるのかということ、で、「市民」という定義をもう一つ置くのか、そうすれば条例の中で住民という意味の「市民」という言葉を別途抜き出して使う場合があれば、それは定義を置く意味があります。 それは必要ない、全部が「市民等」に置き換えて良いのだということであれば、今の言葉をそっくりそのまま置き換えるだけでそれはできます。
部会長	その場合に、「市民等」と「等」をつけたときに、定義付けは要るのではないか。
法制室	言葉をこういう意味で使いますよということなので、説明とかで言い表していれば、別に「市民」という言葉について別途定義を置く必要はないです。
部会長	では、「市民」はこういうこと、「市民等」はこういうことと定義をしなくて良いのか。
法制室	今の形で、「市民」を「市民等」に変えるだけであれば、別に「市民」の定義を置かなくても大丈夫です。ただ、そのときの「市民等」の説明が住民と市外居住者で関係のある人という説明が必要です。
部会長	その説明は要るわけでしょ。定義付けは。
法制室	「住民」という部分を「市民」に置き換えようとする、その「市民」とは何かという説明が必要になってきます。
副部会長	基本的に、はじめが「市民」とはなんぞやと、「市民」を広範囲に捉えてきて検討を行った過程での話ですよ。 私は今話を聞いていて、「市民等」というような言い回しになると市民に

	<p>訴えるだけの力が少し弱くなるのではないかと思いました。居住者及び通勤、通学者などそういう人たちもやはり「市民」として捉えておけば、大部分は大分市の居住者ですよ。この人はここに該当するかとか、この人はどうかとかいちいち判断を求めるような条文を作って良いのかどうか、やはり「市民」は、ここまでの次元の話になると、とにかく大分市に関わりのある人は広く「市民」と思ってみんなでやっていこうではないかというねらいが、この条例のねらいで作っているわけだから、そこを考えていかないと、全ての主語が「市民等は、」となってくるとぼやけてくる。</p>
事務局	<p>今、副部会長が言われたことが、今までの議論ですよ。ほとんどが市内に住所を有する人であろうと、一部通勤、通学とか住所を有しない人もいらっしゃると思いますよと、ただ、そういう人も「市民」という考え方の中でこの条例を作り上げていきましょうよということで、整理をしてきたのが経過です。</p>
副部会長	<p>そうですね。大分市に関わっていただこうと。</p>
事務局	<p>ほとんどの部分はカバーできるんですけど、カバーできていない部分もあると、そこを実際住所を有する人と有しない人を含めて規定を分けて再度整理をするという根本的な必要性というのを十分皆さん認識していただくということが、今後の作業としてもし必要であれば、やっていただかなければいけないと思うのですが、もともとがそういう認識の中で、今日まで整理されてきたものを改めてもう一度原点に立ち返るみたいな話をされますかということなんです。</p> <p>本来的には、法制室の方でルールを説明させてもらいましたけれども、分けても一つの条例の中では整理しきれないという状況の中で、そこをどういうふうに捉えて、この基本条例をどういうふうにされるのかということですよ。</p>
部会長	<p>基本は、今、副部会長が言った大分市民だから。一部の人のための条例ではない。大分市に住住所を有する市民のための基本条例、そのところを基本に置いておかなければ悪い。それを拡大して「市民」ということでいろんな方が入ってくる形でまちづくりをしましょうということで考えてきたわけだから。</p>
委員	<p>一言言わせてください。逆に考えてみるとですね、この現在の条文でも本当に問題があるのだろうかという見方をしたときにですね、確かに「市民」と「市民等」という形の方が整理がつくかなというように思ったりもしたのですが、現在案でも良いのではないかなという想いもあるんですね。</p> <p>というのが、やはり「市民」ということについてですね、かなり時間をかけて皆さんと議論をして、ここに到達しているわけですね。先ほどから意見が出ていますように、これだけで全てを整理するわけでもないのに、いろんな問題が発生したときには、それなりの個々の条例があるわけですよ。こ</p>

	<p>れで大きく何かデメリットが発生するかということを考えてときに、そんなことはないのではないかなど、それなりに皆で考えて皆で作上げたものですから、一見私も「市民」と「市民等」の整理も良いなと思いましたが、そういう突込みを受けたにもかかわらず、この内容で十分対応できるのではないかという気もしております。皆さんのやり取りを聞かせていただいた中でですね。この中に本当に全てのものを網羅するということは不可能でしょうから、そのために、個々の条例や規定があると思うんですね。というふうに考えると、このままで良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>私もそういう感じがしてきたのですが、少し質問ですが「市民は」といったときに、私たちは通勤している人たちも含めて「市民」と考えていますが、通勤している人たちがこの条例を見たときに、自分たちは関係ないと思うのではないか、市民以外の人たちが見たときにどういう受け止め方をしてくれるのかなど、どうやってそういう人たちに伝えられるのかなということが心配になったのですが。</p>
部会長	<p>伝わる部分は少ないでしょうね。自治基本条例というのはあくまでも大分市民に対して訴えていく条例制定を公告していくわけなので、通勤、通学する人にどれだけ伝わるかというのは未知数ですけどね。</p> <p>それは、委員にとっては、どれだけ通じるんだろうか、こう決めただけどれだけ受け止めてくれるのだろうかという素朴な疑問ですよ。</p>
委員	<p>それは、逆に定義を「市民」と「市民等」に分けるよりは一つの方が受け止めてもらえると思います。分けてしまえば逆に「私たちは知らないよ」となってしまうので、私は分けるべきではないと思います。</p>
委員	<p>私は、さっき「市民」と「市民等」と言ったのですが、大きく全てひっくめるめた方が良いのかなと思ってききたんです。</p>
委員	<p>一番心配されているのは、「市民」でしか受けられない権利とか行政サービスとかがあるときに、その括りの中でやっていったら他の人たちも求めてくるのではないのということが心配されて、そのことがこれから先に出てきたら困るだろうということで、この段階で歯止めをかけることも必要ではないかという考え方もたれてお話をされていたと思うのですが、その部分は、大分市全体は皆で作っていきこうという考え方を持ったときには、いろんな人たちの力が必要だということの中で、大きく捉えて欲しいなというのが想いなので、そのことによってこの人とこの人は違いますよという形にはしたくないなというのが気持ちです。</p>
部会長	<p>第5条の2項の部分についてはどうするの。</p>
委員	<p>そこで、「市民は」ということになったときに、それは全てに通じるのではないかと思うんですよ。「市民は」といったときにそれは「市民」に限定</p>

	<p>されるサービスなのか、「市民」に限定しない他の人も受けられるサービスと両方あるわけだから、同じと捉えて良いという解釈です。</p>
部会長	<p>それは、善意の解釈で、善意を持っている人たちだけを前提とした解釈とか議論になってくると、それで良いのだけど、外から悪意を持った人たちが入ってきたときに、その部分が行政やいろんな人たちに対して影響を及ぼしてくるかという部分は、考えなくても良ければ良いのだが。</p>
委員	<p>いや、考えなくて良いということではなくて、そこのところは、ちゃんと区別ができるだけの個別の条例若しくは法律が整備されていると思うんです。間違いなく。</p>
部会長	<p>そこを盾にして言ってくる人がいるから、それで行政が困っている部分が現実としてあるわけだから。</p>
委員	<p>それは、毅然とした態度で対応していただくのが必要かと思いますが。</p>
委員	<p>これを基に言ってきたとしても、これは中身を具体的に謳っているものでもないの、これは一つの冠であってですね、中身的なものはそれぞれ条例があるわけですから、現時点でもそういう問題はたくさんあるわけですよ。けど、それはそれなりに対応ができていて、条例以上のことはされてないと思うんですね。それを考えると、この行政サービスを受けられるという言葉にそんなに恐れることはないと思いますね。</p>
副部会長	<p>行政としては、これはあなたは受けられませんよというような形で、進めるしかないんですね。</p>
部会長	<p>そこの（行政サービスの）部分をカットしたらどうなるのか。</p>
事務局	<p>それは選択肢としてあります。カットするか若しくは表現を少し変えるという選択肢はあります。</p>
部会長	<p>委員さんが一番推していたところなので、そこの整合性のところで一つ教えてください。</p>
委員	<p>私はですね、行政サービスを受けることは市民の権利だと思います。それを敢えてカットする必要はないのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>だから、市民の権利は当然の権利としてあるという前提がありますよね。</p>
委員	<p>はい、ありますね。</p>
部会長	<p>それを敢えて謳わなければならないのかという部分もありますよね。</p>

	だから、敢えて謳わないでそれはもう当然の権利としてもう定着しているわけだから、そこを省くという形も一つの案として。
委員	選択肢としてはありますよね。
部会長	では、カットするということで…
委員	カットすれば定義は変えなくても良いと。
部会長	定義は変えなくて良い。
委員	それであれば、実際全体的なところで、他の部分でもサービスを受けることは保障されているから、中身としては読み取れるところはあるので良いと思いますけど。
委員	それを敢えてあっても良いのではないかと私は思っています。
部会長	あっても良いし、なくても良いと。
委員	だから、敢えてそれをカットしないといけない理由が分からない。
部会長	他のところで、行政サービスが入っているのは宇都宮市だけですか。
委員	いくつかの市町村でありますよね。
事務局	杉並区や川崎市、豊田市などあります。
部会長	カットしましょうよ。
委員	こちらの部会で議論されて、積み上げられたものですから、カットするという選択肢は確かにありますけど…
部会長	他の部会も変更しているから。
委員	それは結構ですけど、皆さんで議論をしていただいて…
部会長	それは、ここの中で検討して、この分については、当然の権利としてあるわけだから…
副部会長	この行政サービスを受けることができるということは、優しさの分なんですよ。皆さんに対しては行政はそういうことをしますよということを謳っている。この辺をただ、私たちがこれもこれもということではなくて、あなたたちもやっていくんですよということがないと、文として全部押し付けたよ

	<p>うな文で、まちづくりに参加しなさい、あれもしなさいこれもしましょうというのではなくて、このサービスというのは、関わるものに対してのサービスを謳っているものだから、それは行政側がちゃんと対応すれば文句が出てくるものではないと思うので、部会長が言われるのだけど、このサービスというのは、優しさとして出すべきかなと思います。</p>
委員	<p>私もそう思いますね。この文があるからといって、大きく何かデメリットになるかということ考えたときに、そんなことはないと思うんですね。</p> <p>特別な突込みを受けるとか、そんなこともない。すべて、他の規定や条例があって、そこできちんとした対応ができていますから、だけど、我々もこういうことが受けられるんだということが、改めてここに文としてあった方がよいのではないかなと思います。</p> <p>特別にこだわるものではないですけども、あった方がよいのではないかなと思います。</p>
委員	<p>あって問題があるものではないですし、逆にあった方が優しい部分ですしね。</p>
副部会長	<p>行政側から言ったら、これがあつたら困るとか・・・</p>
事務局	<p>行政側から言ったらですね、こういうふうな条文があっても、一人の市民の方からクレームみたいなものが来たときには、きちんとそういうものに対して答えきれくくらいのレベルに達しないといけない。困ったなということではなくて、これはこうですという説明がしっかり出来るようにならないといけないという、逆に私たちへの叱咤激励というかそういう意味もあるのではないかなと思います。</p> <p>いろんな考え方がありますが、市民から見たときに行政として市民サービスの向上に努めなさいよという姿勢を書くべきではないかなというのは、確かにあると思います。</p>
部会長	<p>今でもいろんな問題が、いろんな市民から行政に対して出されてきている。行政はそれらに対して対応の中で苦勞している部分も現実としてある。</p> <p>そのところに対して、理想として条例を作るというのはいいけども、後で手かせ足かせになったときにどうするのか。どう責任を取るのか。</p>
事務局	<p>この条文について私たちは、基本的にこちらの部会で整理をしていただきたいと思っています。特に残さないといけないとか、表現を変えてはいけないとか、そういう考え方は基本的に持っていません。</p>
部会長	<p>優しさの部分で残すというのも、ここで決定されればいいけど、現実はそのような問題が今も残っている中でね、対応しきれていない部分がある。その部分で、優しさとして文言を出すのはいいけど、オブラートに包む形で言葉を変えろとかいうことで残すなりした方が私は良いと思いますが。皆の意見</p>

	を残すときには。
委員	<p>現実的に、例えば委員が言われるような文言を見たとか見ないとかに関わらず、私たちは問題があったらすぐ市に電話します。</p> <p>これが、いわゆるサービスを受ける権利があるということではないのかなと思います。</p> <p>オブラートに包もうが包むまいが、市民は必ず市役所に言ってきます。そういうことで助けを求めます。それが、私は市役所の仕事だと思っています。</p>
部会長	<p>だから市民は当然そういうサービスを受ける権利を持っているというのは、分かっているんです。それで、いろんな行政に対して要望とかしていくし、応分の負担もしているからそれなりのサービスも受けているわけだから、それをストレートに謳うのかオブラートに包むのかということなのですが。</p>
委員	<p>この部分で、どちらかというサービスが受けられる立場だけの話が優先しているのですが、受ける側とサービスする側と両方の問題があると思うんですね。住民が受けられるからといって、権利だけを主張してくるというようなことがあるということも言われていましたが、例えば市役所側においては、徹底したサービスをしないといけないということもこれには含まれると思うんですよ。それはとり方によっては大切な部分かなと思いますね。</p>
部会長	<p>では、第5条の2項はどうしますか。</p>
副部会長	<p>そうですね、部会長が言われることも分かるんですが、そういうものについて本当に大丈夫ですかということをおっしゃっていると思うんですよ。</p> <p>そこで、この文をどういうふうに変えたら兼ね合いがつくのかということにきたと思うんですよ。</p>
委員	<p>私は、長時間をかけて皆さんと議論をして作り上げた条文ですから…</p>
副部会長	<p>ここで私が思うのは、「行政サービスを受ける権利を有する」という「権利」というと、受け取る度合いが高ぶってきますので、「受けることができる」とかに変えるとだいぶ違うと思うんですよ。</p> <p>「権利」というと、自分には権利があるから譲らないとなるのと、「～できる」というと少し違うのではないかと思います。</p> <p>少しあたるのであれば、その辺が落としどころかなと思います。</p>
部会長	<p>その話も最初の議論で出てきましたよね。その議論を行って今の「権利」という言葉にこだわってきた経緯もあるのですが。</p> <p>では、「～ことができる」という形でオブラートに包むということはどうですかね。</p>

委員	<p>結構です。「権利」という言葉を使おうが使うまいが、市民の権利という項目の中に入っているので、問題ないです。</p> <p>だけでもう一言言わせていただくと、そんなに言葉に恐れることは私はないと思います。</p> <p>ここに「権利」という言葉が入っていたからどうだこうだということは私はないと、私は最初のとおりでも良いんです。でも、皆さんがおっしゃるならこれでも良いということです。</p> <p>あれだけ時間をかけて議論をして作った内容ですから。恐れることはありません。自信を持った方が良いのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>それではあともう一つ、市民の定義について、皆さんの結論は出ているようですが、名称の問題についてはこだわるといえるか、名称と市民との関係性は非常にあるので、その点については、ここで結論を出すことではないので、これについては全体会の中で、あるいは市民意見交換会やパブリックコメントなどで決まっていけるから、その点については、如何ともし難いなというところではあります。</p>
法制室	<p>今の議論で「市民は、行政サービスを受けることができる。」ということに結論付けられましたけれども、できれば一言付け加えていただいて「市民は、公正な行政サービスを受けることができる。」ということにさせていただいたらいかがかと思いますが。</p>
部会長	<p>はい、ではそれをお願いします。公正なということで。</p> <p>それでは、市民の定義については、今のままで行くということになりますが良いですか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、分かりました。それでは市民の定義はこのままでいきます。</p> <p>それでは以上で市民部会を終わります。</p>
事務局	<p>今日決定した事項を、訂正後の形で次回の全体会でご報告するというところでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。</p>